

株式会社 SEI 喜羅里

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての従業員が、自身の家庭、家族、人生を大切に出来る環境を作ることが、会社としての大切な基盤であると考えます。その考えの基、お互いの立場を尊重し、誰もが生き生きと活動する場所を作るため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日 までの 2 年間

2. 内容

目標 1: 職員の有給休暇の取得率(繰り越し分除く)を 7 割以上にする。

〈対策〉

・令和 7 年 4 月～ 有給休暇の取得率を 7 割にするための方策の実施